

別紙2

原告符号	原告らの主張	被告Aらの主張	契約締結経緯及び締結後の事情	証拠
A	<p>原告A宅のキッチンが具体的にどのような状況であったのか、それを改善するためにどのような工事が必要だったのか、実際どのような工事が行われたのかは全く不明である。</p> <p>原告Aの工事請負契約書（甲A1）には「衛生作業費」と記載されているが、どのような作業であるか不明であり、実際に行われたかどうか不明である。「洗管車手配費」とも記載されているが、特殊な機械が搭載された車両が手配されたことはない。</p> <p>「特殊機械式通管作業」「特殊機械式高圧洗浄作業」との記載も、その内容や必要性は不明であり、何らかの機械が持ち込まれたり、使用されたこともない。「薬品投入」の記載について、原告Aは被告Fからどのような薬品か、これを使用する必要性について説明をうけていない。</p> <p>サービスとされている蛇口交換についても、そもそも原告Aは交換を依頼しておらず、勝手に作業が進められたものである。</p>	<p>「衛生作業費」は、トイレなどの汚物に関する器具の工事をすることで発生する費用である。</p> <p>「特殊機械式通管作業」とは、管の詰まりを除去する作業である。この特殊機械は大型の機械で洗管車に搭載されている。</p> <p>被告Fが顧客に依頼されていない作業をすることなどあり得ない。</p>	<p>原告Aは、令和2年7月11日、自宅でキッチンの水漏れが生じたため、本件ウェブサイトの表示を見て架電した。同日、被告Fが原告A宅を訪問した。</p> <p>被告Fは、見積り額の提示も金額の説明もしないまま、作業を開始した。被告Fは、原告Aに対し、高圧洗浄機械を使う必要がある、その費用が高いなどと申し向けた。原告Aは、キッチンの水漏れが直らないままの状態であるのは困ると考え、これを承諾した。作業中、被告Fは、原告Aが依頼していないのに、勝手に水道の蛇口をTOTO製のものから品質の低いINAX製のものに付け替えた。</p> <p>作業終了後、被告Fが、原告Aに対して代金18万円と記載された工事請負契約書を差し出したため、原告Aはこれに署名し、代金18万円を支払った。</p>	<p>甲A1 甲A2 甲A5</p>
B	<p>被告Dは、「相当やばい状況です。」などと述べて、具体的な原因を明確にしないまま、高圧洗浄が必要、もう一人職人が必要、別の機械が必要であるなどと申し向けた。被告Dは原告Bに対して具体的な説明をしないまま、作業を進めたのであり、原告Bは納得して契約を締結したのではない。</p> <p>被告Aらの主張によっても、被告Dが実際にどのような工事を行ったかは不明であり、その必要性も不明である。原告Bの工事請負契約書（甲B1）には「衛生作業費」と記載されているが、どのような作業であるか不明であり、実際に行われたかどうか不明である。「洗管車手配費」とも記載されているが、実際には特殊な機械が搭載された車両が手配されたことはない。</p>	<p>被告Dは、原告B宅の汚水桝の詰まりについて手持ちの器具では対処が困難であると判断したことから、高圧洗浄が必要であること、職人1名の応援が必要であることを伝えるとともに、費用として10万円程度かかることを説明した。その後、応援の職人とともに作業をしたが、詰まりが解消しないことから、原告Bには別の機械を使用する必要があると合計費用として32万円かかる旨説明した。原告Bは納得して契約を締結した。</p> <p>そして洗管車を手配して特殊機械で洗浄作業を行った。作業終了後、原告Bは不満を述べることなく費用を支払った。</p>	<p>原告Bは、令和2年10月8日、自宅の汚水桝が溢れたため、本件ウェブサイトの表示を見て架電した。同日、被告Dが原告B宅を訪問した。</p> <p>被告Dは、汚水桝の外観を見て「相当やばい状況です。高圧洗浄が必要なのでもう一人職人を呼びます。10万円ほどかかります。」「火災保険に入っていれば料金はかかりません。」などと説明した。原告Bはこれを承諾した。その後、機械を持った応援の作業員が原告B宅を訪れ、実際の費用は14万円かかる旨申し向け、汚水桝を開けて作業をする中で「水が跳ね返って詰まりが抜けない。」「もう一つ高い機械を使うので、さらに14万円かかります。」と告げた。</p> <p>原告Bは、合計28万円の費用は高額だと思ったが、火災保険で対応できると言われたことや、高い機械を使わなければ詰まりが解消されないと言われたことから、これを承諾した。</p> <p>作業終了後、被告Dが、原告Bに対して代金32万円と記載された工事請負契約書を差し出したため、原告Bはこれに署名し、代金32万円を支払った。</p>	<p>甲B1 甲B3 甲B5</p>
C	<p>被告Aらの主張によっても、被告Dが実際にどのような工事を行ったかは不明であり、その必要性も不明である。</p> <p>原告Cの工事請負契約書（甲C1）には「衛生作業費」「機械式通管作業」などと記載されているが、具体的にどのような作業を指すのか不明であり、実際に行われたのかも不明である。原告Cは被告Dに対して作業内容もその必要性も理解できない旨伝えたが、被告Dは火災保険がおけるから作業を続ける旨述べたため、作業を行うことを承諾したにすぎず、作業内容等について納得した上で契約を締結したのではない。</p>	<p>被告Dは、原告Cに対し、不具合が発生している原因を説明し、これを改善するための作業内容及び必要性を説明した。その際、原告Cから作業内容が理解できないとか、作業内容の必要性について疑問を呈されたことはなかった。</p> <p>原告Cは作業内容に納得したからこそ契約書に署名したのである。</p>	<p>原告Cは、令和2年11月21日、自宅のトイレが詰まったため、本件ウェブサイトの表示を見て架電した。同日、被告Dが原告C宅を訪問した。</p> <p>被告Dは、トイレを見て「何が詰まっている可能性が高いです。原因を探るため、便器を外します。」などと言い、費用として数万円かかるかと説明した。原告Cがこれを承諾すると、被告Dは作業を始めた。被告Dは、便器を外した後、詰まりを解消するためには更に費用がかかるが、代金には火災保険が適用されるので作業をやっておく旨述べ、明確な料金を告げないまま、作業を進めた。</p> <p>作業終了後、被告Dは、「火災保険は確実におります。」「とりあえず1万円を払ってください。」「火災保険がおりなければ払わなくてもいいです。」などと述べて作業費として1万円を払うよう請求した。原告Cは1万円を支払うとともに、被告Dが差し出した代金16万円と記載された工事請負契約書に署名した。</p> <p>後日、原告Cが保険会社に連絡したところ、トイレ修理に対して保険金はおおりない旨告げられた。令和2年12月4日、原告CはAqua Safetyから支払催促を受けたため、代金として9万円を支払った。</p>	<p>甲C1 甲C2 甲C5</p>

原告符号	原告らの主張	被告Aらの主張	契約締結経緯及び締結後の事情	証拠
D	<p>原告D宅のトイレが具体的にどのような状況であったのか、それを改善するためにどのような工事が必要だったのか、実際にどのような工事が行われたのかは全く不明である。被告Aらは2トンの機械を使用したと主張するが、社宅の一室にすぎない原告D宅のトイレ修理において、2トンの機械なるものが持ち込まれることはあり得ないし、使用されていない。</p> <p>原告Dの工事請負契約（甲D1）には「機械式通管作業」と記載されているが、具体的にどのような作業を指すのか不明である。</p>	<p>被告Dは、トイレの詰まりを解消するための作業を行ったが、詰まりは完全には直らなかった。そのため、原告Dに対し、詰まりを解消するためには高圧洗浄機を使う必要がある旨説明した。その工事費用は23万円であり、これを原告Dも納得して契約を締結した。</p> <p>2トン機械とは、2トン車に積載されている機械のことである。「機械式通管作業」とは、管の詰まりがひどく、小型の機械では通管が困難な場合に使用するものである。この作業の必要性については、原告Dにあらかじめ説明して同意を得ている。</p>	<p>原告Dは、令和2年1月22日、自宅のトイレが詰まったため、本件ウェブサイトの表示を見て架電した。同日、被告Dが原告D宅を訪問した。</p> <p>被告Dは、見積り額の提示も金額の説明もしないうちに作業を開始した。しばらく作業をした後、被告Dは、原告Dに対して、詰まりを解消するためには便器を取り外して作業をする必要があり、費用として3～5万円かかる旨申し向けた。原告Dはこれを承諾した。</p> <p>さらに、被告Dは、「応急措置を行ったがそのままでは直らずトイレは使えない。完全に直すには高圧機械を使う必要がある。」などと言い、原告Dに対して通常30～40万円の費用がかかること半分でよい旨申し向けた。原告Dは、トイレが直らないまま修理を中途半端な状態で放置することはできないし、被告Dから既に行われた便器の取外し作業費用は請求すると言われたため、完全な修理を依頼することにした。</p> <p>作業終了後、被告Dが代金23万円と記載された工事請負契約書を差し出したため、原告Dはこれに署名し、代金23万円を支払った。</p>	<p>甲D1 甲D2 甲D5</p>
E	<p>被告Aらの主張によっても、被告Dが実際にどのような工事を行ったのかは不明であり、その必要性も不明である。</p> <p>原告Eの工事請負契約書（甲E1）には「衛生作業費」「機械式通管作業」などと記載されているが、具体的にどのような作業を指すのか不明であり、実際に行われたのかも不明である。また、「汚水桝清掃」との記載もあるが、そのような作業は実施されていない。</p>	<p>「衛生作業費」は、トイレなどの汚物に関する器具の工事をすることで発生する費用である。トイレの配管詰まり状況を確認するには、薄手袋をはめただけの素手で配管内の奥まで確認する必要があることなどから、衛生作業として費用を徴求している。</p> <p>原告Eはあらかじめ工事内容と費用について提示を受けて納得していたからこそ、代金を支払ったのである。</p>	<p>原告Eは、令和2年1月7日、自宅のトイレが詰まったため、本件ウェブサイトの表示を見て架電した。同日、被告Dが原告E宅を訪問した。</p> <p>原告Eが被告Dに対してトイレの修理費を尋ねたところ、被告Dは「簡単な作業であれば8000円で直るが、完全に直すには28万円かかる。」「トイレを見る限り、費用は10万円になるが、火災保険がおりる。」旨申し向けた。原告Eは、高額な金額に驚き、保険がおりるかかわらなかつたため、既に作業を開始していた被告Dに作業を中止するよう求めたが、被告Dは作業を続けた。</p> <p>作業終了後、被告Dが代金10万円と記載された工事請負契約書を差し出したため、原告Eはこれに署名し、代金10万円を支払った。</p> <p>後日、原告Eが保険会社に連絡したところ、トイレ修理に対して保険金はおりない旨告げられた。</p>	<p>甲E1 甲E2 甲E4</p>
F	<p>被告Aらの主張によっても、被告Dが実際にどのような工事を行ったのかは不明であり、その必要性も不明である。</p> <p>原告Fの工事請負契約書（甲F1）には、「機械式通管作業」と記載されているが、原告Fはそのような機械が持ち込まれたことを見ていない。その余の記載についても、どのような工事内容かは不明である。</p> <p>被告Dは、原告Fに工事内容やその費用について説明を一切しないまま、便器の取外し作業に着手し、作業後に、すでに5万円の費用がかかっている、トイレの詰まりは機械を使わなければ解消されない旨を申し向けた。その後の作業についても、事前に又は工事の最中に、工事内容や必要性についての説明はされなかった。</p>	<p>被告Dは、工事内容と費用を事前に伝え、作業終了後、通水テストをして問題がないことを確認してから工事代金の支払を求めた。工事内容や費用を提示しないまま工事に着手した場合、あとから工事内容に苦情が出た場合に代金が支払われない可能性もあるから、そのようなリスクを冒してまで勝手に工事に着手することなどあり得ない。</p> <p>便器を外した後にも作業が行われていたが、原告Fから苦情を言われたり作業の中止を求められたりしたことは一切なかった。原告Fは工事内容に納得して、代金を支払ったのである。</p>	<p>原告Fは、令和3年1月5日、自宅のトイレが詰まったため、本件ウェブサイトの表示を見て架電した。同日、被告Dが原告F宅を訪問した。</p> <p>被告Dは、見積り額の提示も金額の説明もしないうちに、便器の取外し作業を開始した。被告Dは、作業後、「機械を使用しないと詰まりを解消できない。通常12万円の費用がかかること10万円で修理できる。」旨申し向けた。</p> <p>原告Fは、高額な金額に驚いたが、トイレが直らないまま修理を中途半端な状態で放置することはできないし、被告Dから既に行われた便器の取外し作業費用は請求すると言われたため、完全な修理を依頼することにした。</p> <p>作業終了後、被告Dが代金10万円と記載された工事請負契約書を差し出したため、原告Fはこれに署名し、代金10万円を支払った。</p>	<p>甲F1 甲F3</p>

原告符号	原告らの主張	被告Aらの主張	契約締結経緯及び締結後の事情	証拠
G	<p>被告Eは、原告Gに対する説明に反して、給水管及び給湯管の両方を交換した。しかし、実際にそのような作業をする必要性があったかは不明である。</p> <p>原告Gの工事請負契約書(甲G1)には「衛生作業費」と記載されているが、具体的にどのような作業を指すのか不明であり、その必要性も明らかでなく、実際に行われたのかも不明である。「既設キッチン蛇口分解・撤去」「新設キッチン蛇口取り付け」とも記載されているが、原告Gは交換作業を依頼しておらず、被告Eの言うがままに作業が進められたもので、作業の必要性は不明である。さらに新しいものに交換されたのであれば「防水防腐作業」の作業の必要性はないし、必要性があったとしても実際にその作業が行われたのか不明である。</p>	<p>「防水防腐作業」とは、パッキンの役割を持つシールを巻く作業のことであり、これをしないと水漏れが起こるため、防水作業をしないことはあり得ない。防腐作業とは、防水シールを巻く前と巻いた後に防腐のために使用するシールのことである。</p>	<p>原告Gは、令和3年1月9日、自宅のキッチンの水道管から水漏れが生じたため、本件ウェブサイトの表示を見て、架電した。同日、被告Eが原告G宅を訪問した。</p> <p>被告Eは、水道管の状況を見て、水道管のサビが詰まり凍結で破損したと告げた。そこで、原告Gが修理費について尋ねると、被告Eは「15～17万円だが、勉強する」旨述べた。原告Gは、やむを得ず工事を承諾した。</p> <p>作業中、被告Eは、給水管は破裂しているが給湯管はきれいであると説明した。しかし、実際は給水管と給湯管の両方が取り換えられた。</p> <p>作業後、被告Eは代金22万円の工事請負契約書を差し出した。原告Gが高額な金額に驚き、事前に告げられた金額と異なることを指摘すると、被告Eは、それだけの作業が必要だった旨申し向け、それ以上の説明をしなかった。原告Gは同契約書に署名し、代金として2万円を支払った。</p>	甲G1 甲G2 甲G4
H	<p>原告H宅のトイレが具体的にどのような状況であったのか、それを改善するためにどのような工事が必要だったのか、実際にどのような工事が行われたのかは全く不明である。被告Aらは2トンの機械を使用したと主張するが、マンションの一室にすぎない原告H宅のトイレ修理において、2トンの機械なるものが持ち込まれることはあり得ないし、使用されていない。</p> <p>原告Hの工事請負契約書(甲H1)には「機械式通管作業」と記載されているが、具体的にどのような作業を指すのか不明である。</p>	<p>被告Dは、トイレの詰まりを解消するための作業を行ったが、詰まりは完全には直らなかった。そのため、原告Hに対し、詰まりを解消するためには高圧洗浄機を使う必要がある旨説明し、その工事費用は24万円である旨伝え、これを原告Hも納得して契約を締結した。</p> <p>「2トンの機械」とは、2トン車に搭載された機械のことであり、「機械式通管作業」とは、管の詰まりがひどくて小型の機械では通管が困難な場合に使用するものであり、この作業の必要性については原告Hにあらかじめ説明して同意を得ている。</p>	<p>原告Hは、令和3年1月13日、自宅のトイレが詰まったため、本件ウェブサイトの表示を見て架電した。同日、被告Dが原告H宅を訪問した。</p> <p>被告Dは、見積り額の提示も金額の説明もしないまま、作業を開始した。しばらく作業をした後、被告Dは、原告Hに対して、詰まりを解消するためには便器を取り外して作業をする必要があり、費用として3～5万円かかる旨申し向けた。原告Hはこれを承諾した。</p> <p>さらに、被告Dは、「このままでは直らずトイレは使えない。完全に直すには高圧機械を使う必要がある。」などと言い、原告Hに対して通常36万円程度の費用がかかること半分でよい旨申し向けた。</p> <p>原告Hは、トイレが直らないまま修理を中途半端な状態で放置することはできないし、被告Dから既に行われた便器の取外し作業費用は請求すると言われたため、完全な修理を依頼することにした。</p> <p>作業終了後、被告Dが代金26万5100円と記載された工事請負契約書を差し出したため、原告Hはこれに署名し、代金として24万円を支払った。</p>	甲H1 甲H4

原告符号	原告らの主張	被告Aらの主張	契約締結経緯及び締結後の事情	証拠
I	<p>被告Aらの主張によっても、被告Dが原告I宅で行った工事内容やその必要性は不明である。</p> <p>原告Iの工事請負契約書(甲I1)には、「衛生作業費」「職人費」「緊急洗管車手配費」「既設便器分解費・既設タンク分解費」「新設便器、タンク取り付け費、廃材処分費」「既設排水ソケット分解費・新設排水ソケット取り付け費」「既設污水配管及びマス解体撤去、新設污水管及びマス取り付け費」「勾配調整費」「コンクリート削り、復旧」などと記載されているが、それぞれ具体的にどのような作業を指すのか不明であり、その必要性も不明である。一連の作業をことさらに細分化して各項目に費用計上しており、その金額も法外である。</p> <p>原告Iは上記契約書の内容について逐一説明は受けておらず、被告Dの言うがままに作業が進められたものである。</p>	<p>原告Iの工事請負契約書に記載された各項目は、一連の作業を細分化したのではなく、作業内容を詳細に記して作業内容ごとの費用を明示しているにすぎない。金額も不当に高額なものではない。</p> <p>被告Dは、原告Iに木の根の存在を確認してもらった上で、その除去が必要であると告げて、原告Iに納得してもらった上で作業を行った。</p> <p>木の根が配管を突き破っていたため、これを取り除いただけでは元通りの通管の排水ができないような状態であった。工事は2日間にわたり行われており、原告Iが工事内容に納得していなかったのであれば、工事作業を終了することはできないし、原告Iが工事代金を支払うわけもない。</p>	<p>原告Iは、令和3年2月3日、自宅のトイレが詰まったため、知人に相談したところ、同人が本件ウェブサイトの表示を見て架電した。同日、被告Dが原告I宅を訪問した。</p> <p>被告Dは、トイレを見て見積額として55万円を提示した。その場にいた原告Iの子が高額すぎることを指摘したものの、被告Dは値上がりしている旨述べた。原告Iは、トイレを修繕しなければ生活できないと考え、55万円での修理を承諾した。</p> <p>被告Dは作業を開始したが、トイレの詰まりは改善しなかった。被告Dは、屋外のマンホールに木の根が食い込んでいて葉が詰まっているため、マンホールに対する作業も行う必要があると述べ、その費用として追加で100万円かかる旨申し向けた。</p> <p>原告Iは、高額な金額に驚いたが、トイレの詰まりが改善しておらず、実際にマンホールから汚水があふれている状態だったことから、マンホールに対する追加作業をしなければトイレの詰まりは直らないと考えて、追加工事について承諾した。</p> <p>被告Dは、翌4日に作業を行い、作業後、原告Iに代金165万円と記載された工事請負契約書を差し出した。原告Iはこれに署名し、代金として165万円を支払った。</p> <p>同契約書には「新設便器」「衛生作業費(便器交換)」と記載され、トイレの便座を新しいものにしたかのような記載があるが、実際にはされていない。</p>	甲I1 甲I2 甲I5
J	<p>被告Aらの主張によっても、被告Dが原告J宅で行った工事内容やその必要性が不明である。</p> <p>原告Jは、被告Dから「粉砕が必要になる」と言われたが、具体的な説明は無く、実際にその必要性があったかは不明である。原告Jの工事請負契約書(甲J1)には、「衛生作業費」「機械式通管作業」と記載されているが、具体的にどのような作業を指すのか不明であり、実際に行われたのかも不明である。</p>	<p>被告Dは、トイレの状況を確認して、便器を外さないままの費用と、外して行う場合の費用を説明した。結局、便器を外して作業を行ったが、詰まりは解消されなかった。そのため、原告Jに対し、詰まりを解消するためには粉砕工事が必要がある旨説明し、その工事費用は15万円である旨伝え、これを原告Jも納得して契約を締結した。</p> <p>「機械式通管作業」とは、管の詰まりがひどくて小型の機械では通管が困難な場合に使用するものであり、この作業の必要性については原告Jにあらかじめ説明して同意を得ている。</p>	<p>原告Jは、令和3年3月29日、自宅のトイレが詰まったため、本件ウェブサイトの表示を見て架電した。同日、被告Dが原告J宅を訪問した。</p> <p>被告Dは、トイレを見て「確実に直したいなら便器を外して修理することを勧める。費用は4万円かかる。」旨申し向けた。原告Jはこれを承諾した。</p> <p>しはらく作業をした後、被告Dは「便器を外しても直らないので、機械で粉砕する必要がある。費用は15万円かかる。」「今回の場合は、この方法でないと解決しないと思う。」旨申し向けた。原告Jは、高額な金額に驚いたが、トイレを修理しなければ生活できないと考えて、これを承諾した。</p> <p>作業終了後、被告Dが代金15万円と記載された工事請負契約書を差し出したため、原告Jはこれに署名し、代金15万円を支払った。</p>	甲J1 甲J3

原告符号	原告らの主張	被告Aらの主張	契約締結経緯及び締結後の事情	証拠
K	<p>原告Kは、被告Dから工事内容やその必要性について作業前に一切説明を受けていない。</p> <p>原告Kの工事請負契約書（甲K1）に記載されている作業について、その内容も、実際に作業がおこなわれてたのかも不明である。</p>	<p>被告Dは、原告Kの了承を得てから便器を取外し、機械を使用が必要かことや、機械を使用した場合の料金について説明した。原告Kが機械を使用する作業内容に納得したため、その契約を締結して作業を行った。</p>	<p>原告Kは、令和3年4月6日、自宅のトイレが詰まったため、本件ウェブサイトの表示を見て架電した。同日、被告Dが原告K宅を訪問した。</p> <p>被告Dは、トイレを見て「費用は4万円程度かかると思うが、便器を外してみないとわからない。」旨述べて、金額の説明をしないまま、作業を開始した。しばらく作業をした後、被告Dは「機械を使わないと直らない。」「別業者を呼んでも大型機械を使用して30万円程度かかる。自分なら小型又は中型機械の使用で済む。」「基本料金は割引をする。」などと申し向けた。</p> <p>原告Kは、高額な金額に驚いたが、トイレを修理しなければ生活できないし、別業者を頼んでもさらに高額になると考え、さらに被告Dから既に行われた便器の取外し作業費用は請求すると言われたため、完全な修理を依頼することにした。</p> <p>作業終了後、被告Dが代金22万円の工事請負契約書を差し出したため、原告Kはこれに署名し、代金22万円を支払った。</p>	甲K1 甲K3
L	<p>原告L宅のトイレが具体的にどのような状況であったのか、それを改善するためにどのような工事が必要だったのか、実際にどのような工事がおこなわれたのかは全く不明である。</p> <p>原告Lの工事請負契約書（甲L1）には、「衛生作業」「職人作業に伴う衛生費」と記載されているが、具体的にどのような作業を指すのか不明である。また、「洗管車手配」「特殊機械式通管作業」「特殊高圧洗浄作業」という記載もあるが、原告Lは特殊な機械が搭載された特殊車両が使用されているのを見ていない。</p>	<p>被告Dは、手持ちのバキューム機では通管が困難と判断したことから、原告Lに対し、高圧洗浄が必要であること、職人1名の応援が必要であることを伝えるとともに、費用は10万円程度かかることを説明した。その後、応援の職人とともに作業を開始したが、詰まりがよくなることから別の機械を使用する必要性があり、その費用は32万円かかると説明した。原告Lは、作業内容及び費用について納得して契約を締結した。そして、代金を支払ったのである。</p> <p>「特殊高圧洗浄作業」とは、1階に停めたトラックから原告L宅がある3階までバキューム管を引き上げて行ったものである。これを原告Lが見ていないことなどあり得ない。</p>	<p>原告Lは、令和3年1月27日、自宅のトイレが詰まったため、本件ウェブサイトの表示を見て架電した。同日、被告Dが原告L宅を訪問した。</p> <p>被告Dは、見積り額の提示も金額の説明もしないまま、作業を開始した。しばらく作業をした後、被告Dは「このままではトイレは使えない。高圧機械を使用する必要がある。」旨述べて、費用として60万円かかると申し向けた。原告Lは、高額な金額に驚いたが、トイレを修理しなければ生活できないし、被告Dから既に行われた便器の取外し作業費用は請求すると言われたため、これを承諾した。</p> <p>作業後、被告Dは、原告Lに対し、「いったん詰まりは直ったが、また詰まる可能性が高く、トイレの取換えが必要である。追加料金として60万円かかる。」などと言った。原告Lは、またトイレが詰まる度に費用として60万円かかるならば便器を取り換えることも仕方ないと考えて、取り換え作業を依頼することにした。</p> <p>翌28日、トイレの取り換え作業が行われた。被告Dは配管が劣化しており交換したという理由で30万円を代金に上乗せし、合計150万円の工事請負契約書を差し出した。原告Lはこれに署名し、同月29日までに代金150万円を支払った。</p>	甲L1 甲L3